

アパート、マンションなどの  
賃貸借のトラブルで困ったら…



## 鹿児島県司法書士会調停センター の活用のおすすめ

大家さんが敷金を  
返してくれない

借主さんが家賃を  
支払ってくれない

立退きを求めら  
れて困っている

修繕費の負担で  
もめている



そのお悩み、鹿児島県司法書士会調停センターで  
解決してみませんか？

### 鹿児島県司法書士会調停センターとは

市民の皆様が抱える身近な紛争（トラブル）の解決を支援するために、鹿児島県司法書士会に設置されている、法務大臣の認証を受けた紛争解決機関です。

当事者と利害関係のない公正中立な第三者（司法書士）が、当事者双方の言い分をじっくりと聴いて、専門家としての知見を活かしながら、民事上の紛争について柔軟な解決を図る、話し合いによる手続を行います。

裁判など大ごとにはしたくない、でも、話し合いできちんと解決したい、という場合に、特におすすめの解決方法です。

※ 当センターでは、紛争の目的の価額が140万円以下の民事事件を対象としています。

★ 手続実施者報酬・合意成立手数料  
★ 無料キャンペーン ★★

平成31年4月 1日～  
令和 3年3月31日

※ 上記期間は、手続実施手数料のうち、手続実施者報酬と合意成立手数料が無料でご利用いただけます。（申立事務手数料10,000円+消費税はご負担いただきます。）

詳しい手続や  
費用など  
お問合せは  
こちらまで

鹿児島県司法書士会調停センター（認証番号第91号）

鹿児島市鴨池新町1番3号

TEL：099-256-0335

（月曜～金曜 午前9時～午後5時）

H P：https://www.shihou-kagoshima.or.jp/center/

